

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称： 大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター No. 3 沈砂池流出
ゲート補修工事

工事場所： 松原市天美西七丁目地内

今池水みらいセンターに設置されているNo.3 沈砂池流出ゲートについて、扉体が落下する不具合が発生しました。

これにより汚水沈砂池の3池のうち1池が閉塞し、下水処理施設の運転及び処理能力に支障をきたしています。流入水量が増えた場合、水みらいセンターへの流入制限が通常より早まり、下水道使用者の安全及び生活に多大な影響を及ぼすことになるため、速やかに対策を行う必要があります。

本工事は、No.3 ゲートを早急に開状態にし、閉塞を解消することで下水処理施設の処理能力を回復させるための緊急工事を実施するものです。

当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものです。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものです。

以上のことから、本工事は特に急迫を要する緊急の工事に該当し、また本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作・据付を実施した丸誠重工業株式会社から保守・点検業務を譲渡されたクボタ環境エンジニアリング株式会社（旧名クボタ環境サービス株式会社）以外にないため、大阪府との営業窓口である同社大阪営業所より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、同者と随意契約を行うものです。

また、本件は、大阪府財務規則第62条及び同規定の運用第62条関係第10項第1号の規定により比較見積りの徴収を省略するものです。